

公害防止管理者制度

法律では特定事業者
公害防止管理者の選任を
義務づけています。



公害防止管理者制度とは

公害防止に関して専門知識を有する人を工場に配置し、その工場内に公害防止組織の整備を図る制度です。工場の最高責任者である「公害防止統括者」、専門知識を有する技術管理者である「公害防止管理者」、統括者を補佐し管理者を指揮する「公害防止主任管理者」で体制を作り、従業員はその指示に従う義務が課せられています。



公害発生施設の区分	公害防止管理者等の種類	選任ができる資格者の種類
カドミウム・その化合物、塩素・塩化水素、ふっ素・ふっ化水素・ふっ化けい素、鉛・その化合物を発生する施設（大気関係有害物質発生施設）で、排出ガス量が1時間当たり4万立方メートル以上の工場に設置されるもの。	大気関係第1種 公害防止管理者	大気関係第1種有資格者
大気関係有害物質発生施設で、排出ガス量が1時間当たり4万立方メートル未満の工場に設置されるもの。	大気関係第2種 公害防止管理者	大気関係第1種有資格者 大気関係第2種有資格者
大気関係有害物質発生施設以外のばい煙発生施設で、排出ガス量が1時間当たり4万立方メートル以上の工場に設置されるもの。	大気関係第3種 公害防止管理者	大気関係第1種有資格者 大気関係第3種有資格者
大気関係有害物質発生施設以外のばい煙発生施設で、排出ガス量が1時間当たり1万立方メートル以上4万立方メートル未満の工場に設置されるもの。	大気関係第4種 公害防止管理者	大気関係第1種有資格者 大気関係第2種有資格者 大気関係第3種有資格者 大気関係第4種有資格者
水質関係有害物質排出施設で、排出水量が1日当たり1万立方メートル以上の工場に設置されるもの。	水質関係第1種 公害防止管理者	水質関係第1種有資格者
水質関係有害物質排出施設で、排出水量が1日当たり1万立方メートル未満の工場又は、特定地下浸透水を浸透させている工場に設置されるもの。	水質関係第2種 公害防止管理者	水質関係第1種有資格者 水質関係第2種有資格者
水質関係有害物質排出施設以外の汚水等排出施設で、排出水量が1日当たり1万立方メートル以上の工場に設置されるもの。	水質関係第3種 公害防止管理者	水質関係第1種有資格者 水質関係第3種有資格者
水質関係有害物質排出施設以外の汚水等排出施設で、排出水量が1日当たり1千立方メートル以上1万立方メートル未満の工場に設置されるもの。	水質関係第4種 公害防止管理者	水質関係第1種有資格者 水質関係第2種有資格者 水質関係第3種有資格者 水質関係第4種有資格者
機械プレス（呼び加圧能力が980キロニュートン以上のものに限る。） 鍛造機（落下部分の重量が1トン以上のハンマーに限る。）	騒音・振動関係 公害防止管理者	騒音・振動関係有資格者 ※騒音関係有資格者
液圧プレス（矯正プレスを除くものとし、呼び加圧能力が2941キロニュートン以上のものに限る。） 機械プレス（呼び加圧能力が980キロニュートン以上のものに限る。） 鍛造機（落下部分の重量が1トン以上のハンマーに限る。）	騒音・振動関係 公害防止管理者	騒音・振動関係有資格者 ※振動関係有資格者
特定粉じん（石綿）発生施設	特定粉じん関係 公害防止管理者	大気関係第1種有資格者 大気関係第2種有資格者 大気関係第3種有資格者 大気関係第4種有資格者 特定粉じん関係有資格者
一般粉じん（石綿以外のもの）発生施設	一般粉じん関係 公害防止管理者	大気関係第1種有資格者 大気関係第2種有資格者 大気関係第3種有資格者 大気関係第4種有資格者 特定粉じん関係有資格者 一般粉じん関係有資格者
ダイオキシン類発生施設	ダイオキシン類関係 公害防止管理者	ダイオキシン類関係有資格者
排出ガス量が1時間当たり4万立方メートル以上のばい煙発生施設を設置しており、かつ、排出水量が1日当たり1万立方メートル以上の汚水等排出施設を設置している工場。	公害防止主任管理者	公害防止主任管理者の有資格者、 又は、大気関係第1種若しくは第3種の有資格者であり、かつ、水質関係第1種若しくは第3種の有資格者である者

※平成17年度までの資格